

中之条町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うため、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成することについて、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに生活を始めるため、住居を購入、賃借する際に要した費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除く。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

(助成対象世帯)

第3条 助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 次条の規定により算出した世帯の所得が340万円未満であるもの。
- (2) 申請日時点において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること。
- (4) 対象となる住居が中之条町内にあること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (7) 取得した住宅に居住する全員が中之条町暴力団排除条例（平成24年中之条町条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 世帯全体が町税及び使用料等を滞納していないこと。

(世帯の所得の算出方法)

第4条 前条第1号の所得の算出については申請日時点における直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、次の各号の場合にあっては、それぞれ当該各号に定める計算方法により算出した金額とする。

(1) 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合、離職した者については、所得なしとする

(2) 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円(千円未満の端数があるときは、切り捨てる。)を上限とする。

2 助成期間は、平成30年1月1日から平成31年3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中之条町結婚新生活支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 所得証明書

(2) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

(3) 住居の売買契約書(住居費における購入の場合)

(4) 住居の賃貸借見積書又は賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)

(5) 住宅手当支給証明書(別記様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)

(6) 領収書等支払いを証明できるもの

(7) 退職証明書(別記様式第3号)(離職又は転職した場合)

(8) 戸籍謄本

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、中之条町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条第2項により助成の決定の通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)

は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに中之条町結婚新生活支援補助金変更交付申請書(別記様式第5号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、中之条町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第8条 助成対象者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに中之条町結婚新生活支援補助金交付請求書(別記様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の助成対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

第10条 助成対象者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。